

証としての記録 一知の遺産を生かすために

大 濱 徹 也†

沖縄県公文書館は、国内の各種公文書館、文書館のなかで最も優れた活動をしているアーカイブズで、その働きに日頃より敬意をいただいている者です。優れたアーキビスト、専門職を擁しており、私のおります国立公文書館の専門職養成課程等では、講師をお願いするなど、諸講座の運営を助けてもらっております。この場をかりてお礼申し上げます。

その活動の一つである琉球政府時代の記録収集のためワシントンに駐在員を派遣し、米軍占領統治下の諸記録・資料を集め、整理公開する作業は、本来日本政府のなすべき仕事を県の事業として営んでいるといっても過言ではありません。この仕事は、米軍の占領統治を受けた琉球沖縄として、その記憶をどのようなかたちで県民さらに日本国民が共有しうる財産として遺していくかとの思いにさせられたものといえましょう。それだけに、この課題は、琉球王朝にかかわる中国の档案収集をも含め、琉球政府時代の記録とともに、琉球沖縄の歴史を日本列島の歴史としてどう読み直していくかを問うことでもあります。この営みは、私たちが一人の日本国民として、民族の敗北と言いますか、いわば国が敗れたという傷をどのように自分のものとして問い質すかということにほかなりません。

と言いますのは、昨今の歴史に対する期待は、ある種の観光資源として歴史に古物遺跡を見出す風潮にうながされ、「歴史の発見」と称する言動にあらわれています。こうした言動は大きな誤りではないでしょうか。琉球沖縄が自らの記録をどのように生かし、歴史を読むかということは、現在ある世界をいかなるものとして創るかという思いにうながされ、過去の記録資料を問い質す営みにほかなりません。そこでは、現在ある私がどのような明日を思い描くかにより、新たな時代を切り開きうる歴史像を手にすることが可能となります。沖縄県公文書館は、こうした営みを県民一人一人がなしうる場として、設立されたのではないのでしょうか。それだけにアーカイブズ、県民の記録庫として、県民が県民である自己の場をどのように確認していくか、そうした記憶の器として公文書館が豊かな実りをもたらしてほしいと祈念するものです。この思いをふまえこれからの話をお聞きいただければ幸いです。

I 記録は問い語る

私は昨5日の夜、2日から澳門で開催されました EASTICA 国際文書館評議会東アジア地域支部の理事会に出席し、そのセミナーを終えて沖縄に入りました。澳門から台北、沖縄に入るなかで改めて感じたことは、北は蝦夷地・北海道から、この琉球・沖縄に至る日本列島に展開した歴史の営みとは何かということです。かつて九州平戸を訪れ、平戸藩士が江戸に参勤交代で行くよりも、海路でたどれば福建省廈門や台湾の方が距離的には近く早いことを実感しました。しかし、近代日本の歴史は、海禁下鎖国日本の眼にとらわれ、江戸東京の眼で日本の歴史を読みつづけてきたのです。

† 独立行政法人国立公文書館理事

日本列島は島嶼国家です。それだけに現在あらためて考えねばならないのは、この列島に形成されてきた多様な営み、そこにある文化のありかたを、各地域を場とする中で、生活者の視点から歴史を読み直していく作業ではないでしょうか。そのためには、各地域に遺された記録資料をふまえ、己の眼で歴史を問い質さねばなりません。アーカイブズ、公文書館とか、文書館といわれる世界は、その地に生きた人間の記録庫として存在するが故に、己が場を確保しうる器であり、明日に向かって歴史を読み解く知の遺産が託されています。私たちは、この知の遺産を共有し、国民としての記憶を蘇生していくなかに、はじめて新たなる時代を手にしうるのです。

私たちは、各人が生きた痕跡、その足どりを思い出として記憶しており、人それぞれの仕方で記録にとどめられております。日記ありメモあり、各流儀と作法の下に、それは私的なものから、広く人々が共有し、認知した公的なものまで多様です。ある私的な記録が集落のなかで共有されることで、公的に認知され、集落の権利を保障するものにもなりえます。とくに各人の権利—所有権を証明する記録、家族の結婚・職歴などの記録類—にかかわる記録は、各々にとり生きてきた証、存在の根拠となる証であるが故に、大切に遺されてきました。

このことは、沖縄県公文書館で利用頻度の高い文書が「土地所有申請書」であること、また「労務カード」によって基地労働者の権利の保障がなされたことなどにもうかがえます。戦争で地形が変わり、所有権もわからなくなった土地の証を求める。あるいは自分の勤めた労務記録をもとに年金等の権利を主張したわけです。まさに記録はある証、証拠だということがわかります。各人がそれぞれの流儀でメモをつけ、日記を残すという行為は、己が生きた痕跡を記録していく営みにほかなりません。いわば記録するという行為は、生きるものとしての権利の証、国民・市民にとっては存在証明であるということ、ここに記録という問題を考えるべき原点があります。それだけに沖縄県公文書館のみならず、各地のアーカイブズが負わされた使命は、各々の館がよって立つ地域社会の構成員の諸権利を保障する器として、何をなし得るかということ常を問いつづけていくことが求められているのではないのでしょうか。

かつて30数年前、東京都百年史の編さん事業に従事しました時、東京都公文書館で利用頻度が高い一つが土地所有権の確認をめぐる訴訟資料であり、都市再開発事業で求められる水道・電線等の埋設に関する図面類だと聞きました。この話は、編さん委員の同僚であった歴史研究者が、都公文書館には歴史に役立たない建物や図面を大切に保存しているが、肝心の歴史の史料がないとのたまわったのに対する応答のなかでのことです。その時、私はこの研究者の発言に呆れました。すくなくとも道路に何が埋設されているのか、土管や、電線に関する記録の有無は、工事を効率的になしうるか否かという上からも、きわめて重要なことです。

他方、研究者が「史料」として求めたのは、都市形成にかかわる図面への興味ではなく、東京府や東京市の行政に対する民衆の声、「抵抗の記録」でした。ここには「都市民衆史」こそ歴史だとの思いがあります。

歴史を描く「史料」によせる眼は、遺された記録資料に何を讀みとるかによって異なるわけで、利用者である歴史家ごとに異なります。都市再開発を課題とする者には道路等の図面は貴重な資料になります。現場の工事担当者にとっても。「史料」なるものは、自明の理としてア・プリオリにあるものではありません

東京都公文書館をはじめとするアーカイブズには、例えば建設局であればその営んだ仕事の証を遺すわけですから、道路や橋梁などの図面を移管します。いわばアーカイブズは、第一義的に組織の営んだ記録を体系的に遺すという課題が負わされています。私ども国立公文書館には気象庁から気候図

が移管されており、大きな図面ですので場所を占めます。自然史、気候史に興味がないものには、こうした気候図など、全く意味を見出せず、クズ以外の何物でもありません。これらの気候図は、気象情報を解析していく上できわめて重要な資料です。例えば、アメリカ合衆国は、ハリケーン情報を体系的に収集し分析することで予報を出し、災害に対処しうる危機管理体制をきずいてきたわけです。その背後にはアメリカ海軍がキューバ沖でハリケーンにまきこまれ大遭難をした事件の教訓があります。

この気候、気象研究は、「軍事気象学」という言葉がありますように、気象の読解が艦隊運航で重要な意味をもっていました。そのため気象研究者には、この「軍事」派とは別に、農業のために気象研究を役立てようとする「農事気象学」に意をそそぐ二派があります。

こうした気象図のみならず自然災害の記録は、火山の噴火、地震予報をはじめ台風の予知等々の資料として、大きな意味をもちます。それらの記録資料は、昨今の社会史的関心が話題になるまで、多くの歴史家にとり興味がなく、史料とみなされることもありませんでした。一部好事家の話題となりこそすれ。橋梁や道路の図面と同じように。

国立公文書館の平成15年度春季特別展は、「天下大変」という企画展で、江戸時代における地震・火災と救済の記録を展示します。それらの記録には、浅間や富士の噴火に遭遇した時、同時代の人がどのように対処したか、どこに降灰し溶岩が流れたか等々が遺されています。また地震の予知機についての図面もあります。

現在の地震予知は、こうした過去の諸記録をふまえ、今の予知学の成果と重ねて検討して出されるわけです。いわば「天下大変」という課題で展示した記録資料は、社会史として読めば災害をめぐる人心の動向をとおして時代を描けるわけだし、自然科学としては地震等のデータと重ねることで予知学の素材とします。記録の読み方は各人の眼、利用者の関心にうながされ多様なのです。

歴史家の眼は、時代の課題意識に強く呪縛されており、きわめて鎖されたものでしかないことを自覚すべきです。それだけに記録を遺すのは、その組織なり、そこにいる人間が営んだ事業の証、足跡だということをふまえ、体系的に伝えるなかで業務を点検・再検証をなし、明日につなげ、新しい世界を読みとることを可能とします。気象図や土木工事の図面をはじめ災害等の記録資料はこのことをきわめて即事的に示したものです。

しかし昨今の歴史研究者のなかには、あたかも己が研究している世界が唯一の学問であるかのごとく思いみなし、その小さな眼がとらえたものを「史料」とする作法が横行しています。しかも歴史研究には、ある種の流行がありますために、時代の潮流に合うものを「史料」として貴重視し、他を無視しかねません。そのため求める「史料」がないのは国家が不都合な記録を抹殺したと糾弾することもあります。そうではなく、「史料」なるものはア・プリオリにあるのではなく、遺されたものを己の眼でどう読み取るかというところに意味があります。記録が遺されていないということをどう読むかで、ある時代象に思いをはせることも可能です。いわば記録や資料、遺されたものをどう読み解くかは、それを讀もうとする人間の問題、一人の歴史家として何を歴史として描くかということなのです。まさに記録を価値づけるのは、価値づける人間が何を課題とするかによっています。

記録資料の類、いわば遺された世界にどのような意味を読み取るかによって歴史は異なったものとなります。思うに私たちは、往々にしてある歴史が自明のものとして、形あるものであると信じこみ、何か「正しい歴史」というものにこだわりがちです。しかし「正しい歴史」なるものが即事的・事前的にあるのではありません。歴史はある創られた世界なのです。

ある時代に遺された記録をどう読むかということは、現在いる私が明日をどのようなものとして創

造していこうとするかにより、思い描く歴史像が全く異相なものとなります。歴史を豊かなものとするには、遺された記録をいかに読み取り、記録に秘められた思いを新たに蘇生しうるか否かが問われています。それだけに注意し心すべきことは、記録を遺し、管理する者が過去を支配し、未来をも規定しうるといことです。現在、情報公開ということがさかんに喧伝されていますが、情報公開とはすぐれて情報管理と裏腹な関係であり、一体であることに心すべきです。それだけに情報とされる記録をいかに管理し、国民市民の眼がとどく場に置きうるかが問われています。

ここで旧社会主義国、ソ連、東欧圏の崩壊により各国のアーカイブズの記録が流出したことを思い出して下さい。NHKテレビが東ドイツの秘密警察が市民をいかに相互監視させていたかのドキュメントを放映しました。親しい隣人の言動を報告した記録が秘密警察のアーカイブズに遺されていた。ここには日本と欧米社会の記録によせる意識のちがいが出ています。欧米社会では、記録を仕事の証であるが故に、組織の営みとして遺す。記録によって身の証をたてるという作法があります。この記録によせる感覚がアーカイブズ文化を生み育てたのです。日本では、記録をもとに責任を追究されるがために、記録を遺したがりません。

この相互監視をした密告の記録は、「人民の政府」を守ることが人民の責務と位置づけられていたからこそ、業務の証として遺されたのです。その行為がいかに個人の人権を無視したものであろうとも、密告者にとってみれば「人民の政府」の名の下に強制された任務であらうとも、「愛国の業」であったことを証するものにほかなりません。それだけに、この記録に何を読みとるかは、時代人心のありかたによって、その思い描かれる歴史像も異なってきます。

ここには極東軍事裁判におけるBC級戦犯問題を考える緒口があります。BC級裁判では、上官の命令があったことを証明できないがために、処刑された人がいます。軍隊では命令等の記録を遺すはずがないといいますが、職務上の上意下達の記録を遺さないのは役所のみならず日本の組織に多くみられる体質なのではないでしょうか。指示命令が口頭で伝達されるが故に、ある種の犯罪行為における責任は命令実行者となった組織の末端責任者が負わされがちです。それが「トカゲの尻尾切り」といわれる現象にほかなりません。それだけに記録を遺していればある種の身の証をたてることも可能となります。まさに記録には、時代や社会が変化すれば、悪夢の再現としかみなしえないものもあります。いわば記録は、時代人心の影が色濃く投影されているが故に、読み手、使い手によって多様な音色を奏でます。このことは、人間の生きた証である記録をどう読むかにより、現在を生きる精神の糧、生きるための活力を手にするを可能とします。そこで、いかに記録が遺されたか、遺す営みとは何かを考えたいと思います。

Ⅱ 証を遺す営み

私たちは、きわめて一般的に、ある歴史像を語るときに、「資料」ではなく「史料」という用語を用います。アーカイブズはこの「史料」の保管庫とみなされ、アーキビストには歴史文化的価値のある記録資料の選別が要求されてきました。「史料」なるものがア・プリオリに存在しているとの強き思いがあります。しかし「史料」なるものは、すでに述べましたように、歴史家の目、利用者の意味づけたものにすぎません。

日本の歴史を考えると『古事記』『日本書紀』『風土記』等を史料としてかけます。これらの記録は、天武天皇に始まる王朝が自己の正統性を主張し、統治の器として編纂されたもので、政務の証として読まれるべきものです。国家が編纂する歴史が負わされた使命は統治の正統性を主張する器であることにあります。歴史編纂事業は、国家が自己の正統性を主張し、自己保存の本能にうながされ、

諸記録を選別整理する作業にほかなりません。

歴史家は、『大鏡』や『平家物語』あるいは貴族の「日記」等々をもとに、平安時代をはじめとする古代中世の時代像を描きます。『大鏡』等は物語として読まれたものであり、「日記」は己が家業の営みを遺さんとした職務の証にほかなりません。それらは、即事的に史料として遺されたのではなく、ある物語、業務の記録でした。また中世荘園史料の豊庫といわれる東寺百合文書は、東寺という寺院の経営記録であり、寺の諸権利を保障し、その権力と権威をささえる記録資料として遺し伝来してきたものです。ですからこれら諸記録は、寺宝として、宝蔵等に収蔵されて守られました。現在、中世史料をはじめとする「史料」なるものは、大なり小なり、寺社のみならず家にとっても、その存在の由緒と権利を証する記録であるがために、伝来されてきたものといえます。それらは、意識的に「宝物」として守り伝えられてきたものもあれば、ある偶然性によって遺ったものがあるにせよ、ともにその時代においてはまさに生きて^{なま}生ものでした。私たち歴史家がしばしば錯覚するのは、これらが物語、日記であり、売買証文として現に生きていたこと、権利や役務を証明する器であったことを忘れ、貴重な「古文書」として神聖視してしまうことです。それだけに諸記録が記録としてどのように作成されたかが問われねばなりません。

この記録を体系的に遺し、世界戦略を展開したのは16世紀日本を「キリシタンの世紀」といわしめたイエズス会です。イエズス会の記録は、フランシスコ・ザビエルの書簡をはじめ、「日本通信」など、多くのものを活字で読むことができます。この膨大な記録は、ローマ教会の精神を世界に伝える戦闘騎士団としてイエズス会が全世界に派遣した宣教師の諸活動を一元的に管理運営するために報告させたものです。イエズス会本部は、通信制度をつくり、各地で働く宣教師の仕事ぶりを管区長に報告させます。かつ個々の宣教師にも自己の布教実績を提出できるようにしました。これらの報告や書簡は、宣教活動の成果として、資金を供出してくれた王侯貴族に「会報」というような編纂物にして配布し、新たな資金導入をはかります。そのためイエズス会は、記録のとりかた、報告書の書き方を詳細に指示しています。例えば書くべきこととして、(1)その国の出来事、為政者のことをはじめとする社会の動向、(2)どの地域でどのような布教をしたかを具体的に記し、改宗者のこと、迫害のことなど、(3)その記述においては僧侶など異教徒を悪し様にののしらないこと、殉教者の信仰の証はきちんと書くこと、等々。実に細かな配慮をした記録作成のマニュアルが提示されています。これこそは近代の通信制度、情報管理の原点といえましょう。

こうしたイエズス会の方策は、現在の商社活動でみれば、支店の営業活動につき、支店長の業務報告のみならず、各社員の活動報告を本社に上申させることで、本社が各支店を統括していく作法にほかなりません。このイエズス会の営みには、組織の記録管理こそが組織の一元的運営を可能となし、その活力を生み育てた典型をみる思いがします。

イエズス会の諸記録は、まさに同時代の証言であるが故に、16世紀の史料にもなりえたのです。しかしその記録は、日本宣教という目的の下に記されるわけですから、会の理解者としての信長を紹介しますが、本能寺の死を「悪魔の王の死」と冷淡に記しもします。信長は、自ら神になろうとした行為の故に、ユダ王国を亡ぼし、バビロン捕囚をした王ネブカドネザルになぞらえて描かれています。まさにイエズス会の記録は、宣教師の眼で世界を読み解き、自己の事業の崇高さを説いたものにほかなりません。

いわば記録は、イエズス会の営みにみられますように、各々の組織の意思をふまえ、その事業の証として遺されてきました。構成員は、その地位に応じた己が職務の証を遺すことで、その存在を主張します。そうした記録が後に歴史を読む素材とみなされたとき、ある歴史文化的価値が付与され、は

じめて「史料」となりうるのです。

記録は、ある種の業務の継承性にかかわるとき、かなり体系的に遺されていきます。長崎県立図書館の「長崎犯科帳」といわれる犯罪記録は、現在の警察も同じでしょうが、事件解決の手がかりを検証する器としての調書類が遺されたことにほかなりません。

こうした記録をとる意味につき、優れた考察をした人物が八代将軍吉宗の治政に影響を与えた儒者萩生徂徠です。徂徠は、『政談』において、人民統治の要諦、為政者たるものの心得を述べており、現在も参考になる治政の心得を説いています。そのなかで役所の組織に必要なものとして「留役」の重要性を指摘し、役儀にかかわる記録を「留帳」ととどめることがいかに重要かを力説します。留役が組織の営みを留帳に記録しておけば、いかなる新参者でも直ちにその仕事を営み、能力をふるうことができる。しかし、留帳がないため、古参者から仕事を習わなければならない。新参者が古参者の顔色をうかがい、その器量を示すことをできないのが現状だと、役所の悪弊を糾弾しております。この指摘は、日本の役所のみならず、組織の体質として現在もみられるのではないのでしょうか。

そこで徂徠は、どんなに組織をリストラしようとも、留役をのこし、役儀の記録を伝えることで留帳を共有することがいかに大切かに説きおよびます。組織が営む仕事を共有することの重要性、組織の記憶を共有することが組織の活力となるのだとの認識があります。

しかし日本の現状は、徂徠の指摘にもかかわらず組織の営みを共有していくために記録を遺し伝えるという発想に乏しいのではないのでしょうか。その一端は、己が営んだ業務の記録を入れた箱をもって、移動していく風景にもうかがえましょう。いわば仕事の証である記録は、その本人に帰属する私的なものとみなされ、公的に共有すべき財産とみなされていません。ここには、公的な役務の記録が私的なものでしかなく、公共財としていくという感覚が欠落しています。そのため日本では、組織の記録が個人の感覚で抹殺されていくという風潮をうながしたといえましょう。

しかし記録は、職務の証、活動の証拠、組織の一員としての存在、生きてきた証であるが故に、多様なつくられかたをしていることを知るべきです。それらは、きわめて私的営みでありながら、社会的存在としての人間の営みであるが故に、すぐれて公共性をおびた公共財なのです。それだけにこれらの記録を「歴史文化的価値」なる篩にかけ、史料とみなし、史料保存を説く歴史家、歴史研究者の主張は問い質されねばなりません。アーカイブズ、公文書館等が必要なものは、単なる史料保管庫としてあるのではなく、当該社会、組織の営みを検証する器としてです。

この器にある記録は、ある時代を思い描く素材、史料とした時、ある歴史像を描くことが可能となります。それだけに私は、「史料」なるものがあれば歴史がわかると思いこんでいる向きの強い歴史研究者に、ある違和感をいただいています。歴史を描く作法に問題を感じます。

こうした類の歴史研究者にみられる一傾向は、ある歴史像を既定のものともみなし、その筋道に合わせて「史料」を集め、歴史を読みとる作法です。この作法は、日本にみられる一つの知的傾向ともいえるもので、自己の信奉するイデオロギーの代弁を歴史に託す信仰告白にすぎません。そのため歴史を問い語るには、「差別」「搾取」「支配」等々の用語を呪文のごとく乱発し、記録が秘めた多様性を読みとることなく、呪文に相応する記録の断片を抜き取って「史料」と称し、ある歴史像をつくりあげ正しい歴史だと言挙げしがちです。そこでは、歴史は歴史家が思い描いた世界、歴史家がつくりあげた世界だということへの自覚が生める禁欲性が失われています。

いわば歴史を描くということは、一人の歴史家、歴史研究者が己が生きた時代と対峙し、どのような明日に思いをはせるかという場から、過去の記録を問い質すなかにある時代像を提示することではないのでしょうか。過去は、ア・プリオリに「過去」としてあるのではなく、過去の記録をどのように

読むかによって異なる世界となります。アーカイブズに求められているのは、ある時代の記録を多様に読める器であり、現在を生きる人間がいかなる明日をめざすかという場から過去を検証し、知の遺産を読み直すことを可能とすることです。そのためにもアーカイブズは、当該組織の知の遺産を体系的に遺し、社会の公共財とすることで、現在ある世界をいかなるものとするかという場から過去を検証し、ある歴史像をも提示せしめる器とならねばなりません。この記録をふまえて、時代を問い語るこここそは、アーカイブズを場となし、新しい歴史を切りひらくことを可能とするのではないのでしょうか。まさにアーカイブズは、国民市民に広く開かれた場として、その権利を保障する器であるのみならず、国民市民の一人一人が過去を検証する作業をともし明日に向かって生きうる歴史を思い描きうる場なのです。

Ⅲ 歴史を想起する場として

歴史を思い描く、想起するには記録を遺す営みが孜孜としてなされねばなりません。しかし私たちのなかには記録を公共財として、共有していこうという感覚がどれだけあるのでしょうか。このことは、「正しい歴史」を求め、国家神話や革命神話を信奉したがる性癖と無関係ではありません。

日本における社会運動、革命運動には、指導者をはじめ、組織にかかわる神話が再々かたられてきました。この神話が生まれるのは記録が遺されていないがためです。日本共産党にしても党誕生の記録はありません。厳しい弾圧下で記録は遺せるはずがないと言います。しかしロシア革命の指導者レーニンは、党内闘争で反対派を論破するのに、議事録という記録をふまえ自己の正統性を主張しました。厳しいツアアの弾圧下にあつて、ロシアの革命運動は記録を体系的に遺し、その記録を検証することによって、革命の路線を論じていたことを知り、驚きました。革命の戦略は、記録をふまえて党の営みを検証する作業によって、はじめて決定されたのです。レーニンは、記録をふまえた論争をなし、すくなくとも自己の優位性を主張し、ヘゲモニーを確立していったのではないのでしょうか。

この点で日本共産党にみられるヘゲモニー論争とは全く異なります。日本の革命運動にみられる現象は、反対派をイデオロギー的に裁断することはあっても、過去の記録を検証した痕跡をみい出せないことです。

このことは労働運動にしてもそうですが、運動の記録をどれだけ体系的に遺し、過去を検証し、明日の運動論を提示してきたのでしょうか。かつて総評が連合となり、総評会館から移るとき、膨大な記録の処分に困り、多くが捨てられたと聞きます。ここには、県庁の移転等で記録が破棄されるのと同じ現象が、社会運動においてなおさら顕著にみられるということです。

組織を管理する記録、組織の営みが体系的に遺されないということは、団体や地方自治体のみならず、企業から労働組合、政党にいたるまで、共通しているのではないのでしょうか。そのため組織運営においては、過去の検証を記録をふまえてなし、新しい政略を思い描き、当面の戦略を提示しえないがため、時の指導者の勘にたよった戦略が大きな力を持ちます。その戦略が功を奏せば指導者はカリスマ性をもつこととなります。このことは、特に労働運動などに多くみられますように、一方で指導者の絶対性への信奉をうながし、指導者のイデオロギー的思惑に路線が左右されることとなります。そのため日本の運動は一過性なのではないのでしょうか。石堂清倫さんが運動史研究会でこころみた作業は、こうした「革命神話」に呪縛された日本の社会運動を記録をもとに検証し、社会運動を再構築するための場を備えたいとの思いにうながされたものです。それは運動の関係者へのオーラルヒストリーとしてなされました。

ここには記録の検証への熱き思いがあります。記録を遺し検証するという作業は、国家や自治体の

みならず、政党から組合、企業等々、あらゆる組織が己がかかげる使命を実現していくための政略を構想し、戦略を提示するために求められています。かつ記録を構成員が等しく共有しえた時、その組織は強くまとまることが可能です。いわば記録は大なり小なり組織の存在してきた証であるが故に、過去を検証するなかに組織の明日を思い描くことへの道程を示唆してくれます。

この想起する営みは、自己が属する共同体、私の村とか町、会社がどうなるかという危機に直面した時、歴史をとりもどす作法をうながします。そのためには遺された記録をさぐり、記録がかたりかけてくる記憶を確認するなかに、危機を克服しうる連帯と活力を求めねばなりません。しかし多くの場合、記録の喪失に直面し、己が場を奪われたとの感におち込みがちです。それだけに記録を遺す作業は、いかなる状況下にあっても、存在の証を保障するとの思いで営まれねばなりません。

歴史の編纂事業では、50年、100年史等々、年史編さんという顕彰碑としての思いもありますが、記録を検証する作業をとおし、明日をどう思い描くかが問われます。そのような編纂事業の一つとして、私は北海道と沖縄県の集落がこころみた部落史、字誌にある共通した世界を見出す者です。北海道では、1960年代から70年代にかけ、過疎化によって集落が離散していくなかで、部落史が編さんされました。かって共に居た人々にまで呼びかけ、家族の写真を集め、村ですごした日々の思い出を記し、こんな部落であったという記録を遺しております。この作業は、高度経済成長のなかで奪われていった協同体の確認、共に生活していた日々の記憶を確かめることで、新しき旅立ちへの決意をかためたといえましょう。沖縄における「字誌」も、この北海道の営みと共通した世界があるのではないのでしょうか。ここには、生活を共にしてきた人々が記憶をおたがいに確認するなかに、新たに生きていく活力を得んとする思いがあります。

こうした記憶の確認作業が自治体史として組織的に営まれたのが浦添市史編さん事業ではないのでしょうか。『浦添市史』が戦火で喪失した地域の営みを克明に復元し、図におとしていった成果に心ゆすられました。この大変な努力と労力は、その地域で生活していた人々の記憶を呼び戻し、その記憶を共有するなかに、新たな連帯を生み育てることを可能にしたのです。記録がないならば、記憶、住民であった記憶をさぐり、共有することで、協同体としての新たな蘇生が可能となります。そこには、無名の民が生きていく姿があり、その存在の証を確認する場があります。歴史を描くということは、このような自己確認をする作業をとおして、証としての記録を取りもどす営みなのです。

さきの EASTICA において、パレスチナからの参加者が Palestine people without memory 「記憶を奪われたパレスチナ人民」という題で、一つの問題提起をしました。パレスチナ人民には、土地を耕しているがその土地の権利を証する記録すらない。パレスチナの諸記録は、イスラエル、ヨルダンをはじめ、各国にもちさられている。こうしたパレスチナの記録を返してほしい、世界に散在しているパレスチナの記録をさがすのを支援してほしいとの訴えです。全世界のアーカイブズにパレスチナ人民の記録を取りもどせるように協力を呼びかけてほしいと。

この発言は、内国植民地とされ、ついで米軍の占領統治下におかれた琉球沖縄にとり、きわめて身近な問いかけとして聞けるのではないのでしょうか。沖縄県公文書館は、失った記憶を回復すべく、日本国内のみならず中国の档案館をはじめ米国のアーカイブズにおいて記録収集の事業をこころみているのですから。

記録を奪われ、記憶を失わさせられるということは、その存在を否定し、民族としての証を奪われることにほかなりません。パレスチナのみならず、ユーゴスラビアが解体した後の激しい民族紛争では、民族浄化をめざし、図書館をはじめアーカイブズの破壊が行われています。自民族の優位性を確立するには、敵対する他民族の記録庫を破壊し、他民族の記憶を奪うことで、他民族が存在する場を

否定することです。

世界がグローバルになればなるほど、自己の存在根拠を確認すべく民族の優位性を説く民族主義の風潮が濃くなります。そのため敵対する民族の記憶を奪い抹殺するためにアーカイブズをはじめ図書館等が破壊されていくのです。現在ほどアーカイブズ運動が大きな転換期にたたされている時はありません。それだけに記録をいかに遺し、守るかが問われます。

顧みるに、日本国民とされた日本列島の住民は、どれだけ自己の記録を大切にしてきたのでしょうか。記録をふまえ歴史を問い質そうとしたのでしょうか。お雇い外国人ベルツは、文明開化をめざす日本人が「われわれには歴史はありません」からと、誰かれとなく言うのに驚いています。ここには、列島に展開した全歴史を否定することで、文明化としての近代化をめざす明治日本の姿があります。「歴史がない」との思いこそは日本の近代化を可能ならしめたのです。そのため旧物破壊として寺社の破壊と仏像等が二束三文で売られもしました。

この「歴史がない」という感覚こそは、欧化としての近代化を可能にしましたが、記録にこだわらない体質を生み育てたのかもしれませんが。そのため自民族の記憶を神話によって再生し、その神話を歴史と思いこむことで、民族の優越性を説くという歴史の作法に呪縛されたといえましょう。いわば記録をふまえて歴史を凝視する感性の弱さこそは、歴史を己の眼で読み解く作法を身につけないがために、アーカイブズ文化を育てられなかった一因かもしれません。それだけに歴史を創る作業は、記録を問い質し、明日をどう生きるかという場から過去を点検し、再構成していく営みであることに思いたさねばなりません。この営みこそは、民族の誇りを賦活する場としてのアーカイブズへの眼となり、己が生きた証としての記録を遺し、知の遺産を継承するなかに記憶を共有し、明日をきずくことを可能としましょう。まさに一人ひとりが歴史を担う者として、遺された記録を己の眼で読み、己の場を確めていくためにもアーカイブズといわれる世界を己のものとしなければならないのです。

IV 公文書館という世界

このアーカイブズ、公文書館とはどのような世界なのでしょう。公文書館は、記録を保存し、伝える器であり、その属する社会、協同体の構成員が記憶を共有し蘇生していく場となるものです。この器に遺されている記憶を検証することは、国家社会の在り方をいかに良きものとするのかという営みにほかならず、協同体の再生を可能とします。そのため公文書館等の存在形態は、民族だとか、国家、地域により、その在り方に個体差ともいうべき違いがあります。公文書館が醸し出す世界は当該社会の政治文化を表明したものにはほかなりません。

日本では、公文書館のような記録の保管庫を舞台となし、記録や記憶をめぐる文学作品、とくに推理小説を目にすることがありません。しかし欧米の推理小説には、『ジャッカル之眼』『薔薇の名前』をはじめ、ロバート・ゴダードの作品などに、アーカイブズが事件解決の場として再々登場してきます。このことはアーカイブズが社会で広く認知されていることをうかがわせます。

アーカイブズは、フランス革命のなかで、権利を保障する器として市民に広く開かれた存在となり、市民社会をささえる記録の保管庫として広く認知されてきました。アメリカ合衆国では、ナショナルアーカイブズが「独立宣言」を展示して建国神話の物語をかたりつぐ場であるように、アメリカデモクラシーを問い質す原点にアーカイブズが存在しています。

また中華人民共和国では、国家興亡の歴史をあとづけ、前王朝の営みを検証するための歴史档案を玉物類とともに継承する作業をする一方で、人民の出自階層をはじめとする経歴を人事档案として一元的に管理しております。かつて30年前、長春の吉林大学で日本文化を講義した時、「档案袋」と赤

い字で大書きされた袋を大切に脇にかかえて街を往来する人民服の青年と再々出会いました。文化大革命が終わり、下放青年が新しい職場を求めている姿です。自己の身元証明をする档案袋によって、はじめて生活の場を確保しえたのです。ここに中国の档案行政をみることができます。

中国では、国家档案局の下に、一元的に档案が管理されております。档案行政では、現用文書をはじめ、明清時代の歴史档案、党档案のみならず、人民一人ひとりの人事档案の管理が大きな役割を占めています。人民はこの人事档案による個別人身支配を受けるわけです。そのため档案行政を担うアーキビストは多数必要とされています。

この档案による一元的管理と支配の構造は、国营企業の民営化にはじまる開放体制下で、現在大きな岐路にたたさされているようです。国家档案局は、民営企業をはじめ、寺院等の社会の多様な営みが遺す記録をどのように管理していけばよいか、アーカイブズとして記録をどう管理し保存をするのかという課題につきあたっています。ここには、档案の管理が国家の支配構造と深く結びついているがための苦悩がうかがえましょう。いわばアーカイブズの存在形態は各国ごとに統治の在り方と強く結びついたものです。まさにアーカイブズ文化とは政治文化の表明にほかなりません。

しかし日本のアーカイブズ論では、この政治文化の在り方を凝視することなく、国ごとのアーキビスト数を比べてアーカイブズの優劣を論じたがる風潮がみられます。こうした立論ではなく、何故日本社会でアーカイブズの認知が低いのかを、まず問うべきではないでしょうか。認知度が低い一因に、日本では記録がきわめて個人的なもの、属人的なものとなされてきたことがあります。

ちなみに日本の推理小説では、内田康夫の作品の主人公浅見光彦には兄の刑事局長からの情報が入るわけだし、池波正太郎の鬼平こと長谷川平蔵は記録が奉行所にないと自宅で父の書き付けを探ることで犯人探索の手がかりを得ています。この作法には日本の記録や情報管理の実情を端的にみることが出来ます。アーカイブズ的な場ではなく、記録は個人的なものなのです。こうした文化風土こそは日本にアーカイブズ文化を根づかせる困難さの一因ともいえましょう。それだけに現在問うべきはアーカイブズが社会構造を根底から支える器として必要なことに思っていたすことではないでしょうか。

アーカイブズは、国民国家において、国民が記録を共有していくなかで、私的な記憶プライベートメモリーをして、民族とか国家社会の一員として共有しうる公的な記憶パブリックメモリーとなし、国民、市民たる己の場を確かめる器なのです。それだけにアーカイブズは、その存在をなさしている協同体が生成してきた記録を管理し、遺すなかに、広く構成員に公開することで、組織の営みを検証しうる場とならねばなりません。この営みこそは、協同体の蘇生を可能ならしめ、明日をきりひらかせるものです。

民主主義社会では、社会が市民に広く開かれた構造でありつづけるために、政府の記録を公開し検証せしめる装置として、アーカイブズの存在が認知されています。その背後には、人間が人間を支配するがために、常に権力の恣意的運用と抑圧がおこりうることをふまえ、いかに権力の営みを監視し、権力的支配を正しうるための保障が必要だとの強き思いがありました。ここに国家は、国民から委託された営みにかかわる情報や記録を市民が監視し、検証せしめる器を用意し、国民に己が権利とともに義務を自覚せしめることで、国民国家としての一体性をきずかんとします。

こうした営みは、国家のみならず地方自治体をはじめ、おのおのの社会組織にも求められることです。そのため国家アーカイブズをはじめ、自治体や企業等々、各々の存在基盤に応じたアーカイブズが必要となります。

しかし日本では、このようなアーカイブズへの眼が弱く、いまだ社会的認知が乏しいのが現実です。それだけにアーカイブズの顧客クライアントは誰か、という問いかけから、アーカイブズの在り方を

考えねばなりません。アーカイブズの顧客は誰なののでしょうか。

日本のアーカイブズ運動は、歴史研究者の史料保存運動として展開したがために、すでに述べましたように「史料」に呪縛され、アーカイブズを歴史研究の場とみなす思いに強く規定されてきました。そのため文書館なる場合は歴史好きの集う場とみなされているのが現状です。

しかしアーカイブズは、公文書館にせよ文書館にせよ、当該社会の営みを記録した資料を組織的体系的に遺すことをとおし、社会の構成員、協同体を担う一人ひとりに己の眼で社会の営み、協同体の在り方を検証するなかに、己の場を確かめることを可能とする器なのです。そのためにもいかに記録を管理するかという法的枠組みが必要となります。この記録管理法は、情報公開法を補完するのみならず、アーカイブズの社会的基盤を確かなものとしします。

記録管理法なるものが認知されるには、記録が仕事の証であり、各人の権利を保障しうるものとなるのみならず、記録の検証が新事業を可能となし、組織を蘇生させる賦活力となるのだということへの理解を得ねばなりません。その意味では未だしの感が強くあります。それだけにアーキビストに求められるのは、記録を整理選別する作業とともに、ある政策が記録として遺されていく過程をおさえることで、行政の課題に応じて資料を提示しうる能力です。アーカイブズがある種の政策立案をささえる場となることは、行政利用をうながすなかで、アーカイブズの存立基盤で確かなものとなし得ましょう。かつて歴史は、明日をいかにきづくかという場から問い質すなかで、政策提言の哲学を担いえたがために危機の時代に生きる学問でした。しかし歴史が尚古趣味の具とされ、ある種の文書館等が好事家としての歴史研究者の場となったがために、アーカイブズが担うべき使命も忘却されたかの感があります。それだけにアーカイブズ、公文書館等の世界が負わされた使命に現在ほど思っていたさねばならない時はないのではないのでしょうか。

フランスでは、政治家が朝に目を覚ますと、「自分はアーカイブズでどう評価されるのだろうか」と自問するとのお話を聞いたことがあります。アーカイブズは、政治家のみならず行政官の営みを検証し、そのモラルをも問い質す器なのです。その意味でアーカイブズは一国の良心を担う場でもあります。

日本が新たに蘇生していくためには、一国の良心をささえる場としてのアーカイブズが社会に根をおろすべく、アーカイブズ文化を育てねばなりません。沖縄県公文書館の営みは、その尖兵を担うもので、日本のアーカイブズ文化にある地歩をしめております。この地歩は、県民一人ひとりの生きた証である記録をふまえ、明日の沖縄をきづく知の遺産として生かすことで、さらに大きな飛翔を可能としましょう。私は、戦火で失った記録をとりもどし、琉球沖縄の記憶を県民一人ひとりが確かめるなかに、明日の沖縄の歴史を担う場として、沖縄県公文書館が困難な状況下に道を切り開かれることを祈るものです。

記録は個人的に秘匿するものではなく、記録にもとづく記憶を共有することが失われんとする協同体を蘇生することを可能とします。そのためにも一国の良心を担う器、一人ひとりの良心を問う器としてのアーカイブズを根づかせるなかに、豊かな明日をきずきうる知の遺産を大切にしていきたいものです。

ご静聴ありがとうございました。

質疑応答

○司会

貴重なお話、ありがとうございました。ここで会場の皆様より、ご質問を2、3お受けいたします。いらっしゃいましたら挙手をお願いします。係りの者がマイクを持って参ります。

○質問者

大変貴重な話をありがとうございました。私、大城と申しますが、多くの面で示唆をうけたような気がします。特に公務員としての起案決裁をしている日常的な文書がいずれ歴史資料になるということ、それからその歴史資料は後の歴史家によっていろんな見方をされると、そういう場合なんですけれども、気になるのは自分がたとえば頑張った公文書が公開されて、それを研究者等がいろんな論文を書くわけです。そういうときに 一体どこまで公文書に関わった者としての責任があるのかなとおもったりしたんですが、その辺は どういうふうに考えたらよろしいでしょう。

○講師

質問についてこういうふうに考えていいんですか。要するに記録として残されたものをある研究者が使って書いたときに、その記録の作成者、 公文書館はどんな責任を問われるか。

○質問者

はい、そうでございます。

○講師

記録を資料を利用した人間の責任です。ある資料を出すことによって差別を増幅したとか。そこに書いてあることがある人物を不当におとしめたとかということによって裁判が起り得るわけです。そうすると、なぜ公開したのかと館が問われることもありえます。こうした問いはまちがいでないでしょうか。ある人間の記録が公開されたものを見て、あなたの祖父は明治維新の時にいかに反政府運動を弾圧したとなし、人民の敵だと書いたとすれば、それは評価した人間の問題です。

ある資料をもとに差別を増幅せしめることを書いたとすれば、書いた人間の歴史観が問われるべきです。資料を公開した方が問われることではない。公開非公開で一つ問題となるのがプライバシーということで非公開にしたがることです。

私は、県知事だとか、内閣総理大臣をはじめ、大臣だとかというような政治家は全人的に公人だと思います。全人的に公人であるからこそ護衛官がつくし、法的にも身分保障がされている。それだけにその地位を利用した汚職罪の記録がプライバシーに関わるから出さないと言ったら間違いです。公人であるときの犯罪歴でも出していい。

私は、ある人間が公人であるときは、その公人時代の記録というのは全人的に公なんだからプライバシーなんかその人たちにはない、と思います。だから公開した方がいい。高い地位の公人ほど、「私のことをアーカイブズはどう評価するだろうか」と、自覚するとともに自問すべきです。

もう一つ、一時期みられた東条英機批判。東条は、小心者で、人気がないから街のゴミ箱を見てまわったとか、灰皿に砂を入れておいて、タバコの残りを警備のものが吸いやすいようにしたなどと、こういうことを書いたのを読んだことがあります。これは書いた人がつまらない。人間を見る目として。東条英機という人の政策の問題で論じ、その批判をするんなら、それはそれでいいでしょう。それが政治責任を人格批判とするのが研究者にみられる一傾向。こういう描きかたしかできない人間の問題でないでしょうか。だから沖縄県公文書館の資料を使っておこった問題については、

書いた人の責任です。利用者責任の原則を閲覧申込書に記載すべきです。その一方で、血統や門地・遺伝性疾患等については公開を制限する。100年以上眠らせないといけないものもありましょう。

○質問者

どうもありがとうございました。ちょっと安心しました。

○講師

こういう問題があります。北海道でアイヌ学校の先生として、全身全霊でアイヌの教育に従事した先生がいる。その人の記録をもとにある研究者がいかに同化教育を熱心にしたか、その同化教育がまちがっていたかという告発をする。しかし、その時代に生きていた一人の人間がアイヌの人たちをいかに人間として思いみたかという場から評価すべきで、同化論にひきつけてことすむわけはありません。こうした作法は歴史の後知恵にすぎません。今なら見える立場から過去を批判しているだけです。

それだけに資料を読む上で問われるのは、その時代をどのように追体験して読み取れるかということです。こうした問題は沖縄でもあるのではないのでしょうか。ある師範出の校長先生が村民教化の指導者として、同化教育の尖兵となって働いた。その教え子の証言、追悼集を読んだことがあります。正しい日本語を使いなさい。電気を消しなさい等々。この行為は、いかに熱心にして誠実な営みであろうとも、沖縄文化を滅したと批判されるかも知れません。しかし、その先生が村民からどれだけ信頼され、尊敬されていたか。その存在の大きさをも書くことができるのではないのでしょうか。人間は時代に限定されてしか生きれない存在なのですから。先生を「時代の子」となさしめたのは何かをこそ歴史として描くべきではないのでしょうか。歴史の後知恵よろしく、同化政策の権化として告発すればことたれりとする歴史像ほど薄っぺらなものはありません。資料を読むときは、歴史の後知恵ではなく、その時代を生きようとしたときにどのような選択肢があったのかを読みとることに努めるのが、時代を歴史を読む上で大切だし、私は歴史の作品を評価する基準としています。思うに人間の営みというのは間違いだらけです。予言者エレミヤが語るように「人はその道を定めえず、歩みながら、足取りを確かめることもできない」存在なのです。それだけに、その間違いだらけの歩みは何を間違えたのかを、その時代を生きたい思いで確かめることが問われているのでは。たしかに国家の政策を丸ごと鵜呑みにしていたが、その人間が一人の人間として教え子である子供たちをはじめ、村の人々とどれほど心かよわせうる共有した世界をもっていたか、いなかったかということ、問う眼で遺された資料を読んでいく。かつ、この記録を書いた人はなぜこうしたものを遺したのかということに思いをはせながら読みとることがいるのではないのでしょうか。

○司会

どうもありがとうございました。

本日の平成14年度公文書講演会、大変貴重なお話をいただきました。大濱先生ありがとうございました。(拍手)

(本稿は、講演会録音テープから(財)沖縄県文化振興会公文書管理部が翻字化したものを大濱先生に加筆修正して頂いたものです。)